

令和7年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

令和7年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和7年3月4日提出

天理市長 並 河 健

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	財産収入	55
	1 財産運用収入	55
2	繰入金	116,303
	1 他会計繰入金	116,303
3	繰越金	100
	1 繰越金	100
4	国庫支出金	9,042
	1 国庫補助金	9,042
5	市債	8,500
	1 市債	8,500
	歳入合計	134,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	土地区画整理事業費	81,114
	1 土地区画整理事業費	81,114
2	公債費	52,686
	1 公債費	52,686
3	予備費	200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		134,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 8,500	証書借入れ又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	8,500			

